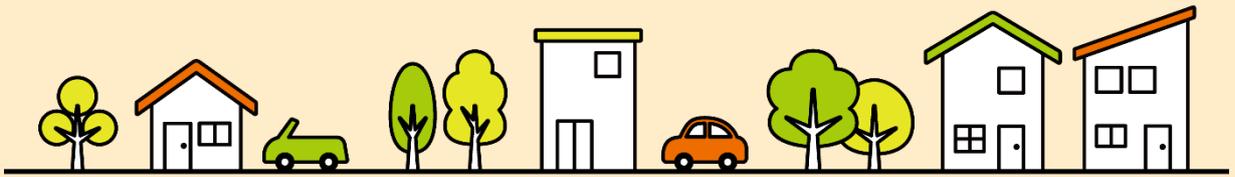


# 資料編





## 資料編

## 1. 真岡市こども計画 事業一覧

- 表中 新規等欄に「★」印がある事業は、令和7年度～令和11年度までに実施予定の新規事業、又は本計画に新たに組み入れた事業を表しています。
- 表中 新規等欄に「拡充」とある事業は、令和7年度～令和11年度までに拡充予定の事業を表しています。
- 表中 新規等欄に「●」印がある事業は、令和2年度～令和6年度までに開始した事業を表しています。

## 第4章 施策の展開

## 基本施策1 すべてのこどもの人格・個性を尊重し、権利が保障されてくらせるまち

## 1. 「もおかつ子」の普及活動

事業名	担当課	新規等
「もおかつ子」の普及活動	こども家庭課	●
真岡っ子をみんなで育てよう事業	生涯学習課	

## 2. 児童虐待防止対策の強化

事業名	担当課	新規等
こども家庭センター	こども家庭課	●
要保護児童対策地域協議会	こども家庭課	
養育支援訪問事業	こども家庭課	
子育て短期支援事業	こども家庭課	
児童虐待防止の普及啓発	こども家庭課	
里親制度の普及啓発	こども家庭課	
特別養子縁組制度等の普及啓発	こども家庭課	
子どもの居場所づくり事業	こども家庭課	●

## 3. 障がい児施策の推進

事業名	担当課	新規等
教育相談会の開催	学校教育課	
教育支援委員会の開催	学校教育課	
特別支援教育支援員の配置	学校教育課	
発達支援教室「遊びの教室」の開催	こども家庭課	
心理発達相談の実施	こども家庭課	
4歳児発達相談「のびのび発達相談」の実施	こども家庭課	
ことばの教室の開催	こども家庭課	
放課後児童クラブでの障がいのある児童の受け入れ	保育課	
放課後等デイサービス	社会福祉課	

事業名	担当課	新規等
児童発達支援	社会福祉課	
保育所等訪問支援	社会福祉課	
障がい児短期入所	社会福祉課	★
障がい児相談支援	社会福祉課	
真岡市こども発達支援センターひまわり園	社会福祉課	拡充
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	社会福祉課	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	社会福祉課	
医療・保健・福祉・教育等の相談支援ネットワーク	社会福祉課 こども家庭課 保育課 学校教育課	
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	社会福祉課	★
育成医療給付事業	社会福祉課	★
障がい児福祉手当	社会福祉課	★
特定患者福祉手当	社会福祉課	★
障がい児インフルエンザ予防接種費用助成事業	社会福祉課	★

#### 4. 外国籍のこども・家庭への支援

事業名	担当課	新規等
外国籍市民への行政サービス情報の提供	くらし安全課	●
外国人のこどもに対する保育所（園）の受け入れ体制の充実	保育課	●
子育てモバイルサイトの充実	こども家庭課	拡充
外国籍の妊婦への相談支援	こども家庭課	●

#### 5. 社会的自立に困難を有するこども・若者やその家庭への支援の充実

事業名	担当課	新規等
こども家庭センター	こども家庭課	拡充
保育所（園）入所時の面接・入所後相談	保育課	
幼稚園での相談	保育課 学校教育課	
小・中学校での相談	学校教育課	
スクールソーシャルワーカーによる相談	学校教育課 こども家庭課	
生活福祉資金貸付事業における教育支援資金	社会福祉協議会	
社会福祉金庫貸付事業	社会福祉協議会	
緊急用食料等給付事業	社会福祉協議会	
生活困窮者の就労支援	社会福祉協議会	
生活保護	社会福祉課	
ひきこもり相談会	社会福祉課	★
生活困窮世帯等のこどもに対する学習支援事業	社会福祉課	
就学援助制度	学校教育課	
奨学金制度	学校教育課	
就労者定住促進奨学金返還支援事業	学校教育課	

## 6. 小・中学校におけるいじめ・不登校の防止・支援

事業名	担当課	新規等
スクールソーシャルワーカーの配置	学校教育課	
心理相談員の配置	学校教育課	
学校支援相談員の配置	学校教育課	
教育支援センター	学校教育課	
こども家庭センター	こども家庭課	●

基本施策2 すべてのこどもが適切に養育され、  
切れ目のない支援とともに健やかに成長できるまち

## 1. 妊娠期から子育て期の切れ目のない保健対策の充実

事業名	担当課	新規等
こども家庭センター	こども家庭課	●
母子健康手帳の交付	こども家庭課	
妊娠保健指導の実施	こども家庭課	
産後ケアの充実	こども家庭課	
産前・産後サポート事業	こども家庭課	拡充
1か月児健康診査受診費助成事業	こども家庭課	★
産後ヘルパー事業	こども家庭課	★
こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	こども家庭課	
低体重児・未熟児等訪問事業（養育支援）	こども家庭課	
乳幼児健診の充実	こども家庭課	
新生児聴覚検査費助成事業	こども家庭課	
3歳児視覚検査の実施	こども家庭課	
産後うつ病等の早期発見・対応	こども家庭課	

## 2. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

事業名	担当課	新規等
喫煙や薬物等に関する教育	学校教育課	
思春期教室の開催	こども家庭課	
心理相談員の配置	学校教育課	
学校支援相談員の配置	学校教育課	
教育支援センター	学校教育課	

## 3. 家庭教育の充実

事業名	担当課	新規等
家庭教育学級	生涯学習課	
育児講座等の開催	こども家庭課	
祖父母リーフレットの配布	こども家庭課	

## 4. 未就学児教育の充実

事業名	担当課	新規等
認定こども園運営費補助	保育課	
幼児教育連絡協議会	学校教育課 保育課	
保育士等就職支援金交付事業	保育課	
幼児教育アドバイザーの配置・確保等	保育課	
私立幼稚園教育活動費補助	学校教育課	★

## 5. 学校教育の充実

事業名	担当課	新規等
I C Tを活用した学校教育の推進	学校教育課	
複数担任制のための非常勤職員の配置	学校教育課	
学力向上推進研修会	学校教育課	
自然教室推進事業	自然教育センター	
教育国際交流	学校教育課	
マイ・チャレンジ推進事業	学校教育課	
英語教育の充実	学校教育課	
英語検定・漢字検定補助	学校教育課	
イングリッシュ・サマーキャンプ	学校教育課	
コミュニティ・スクール推進事業	学校教育課	★

## 基本施策3 すべてのこどもが意見を表明し、参画できるまち

## 1. こども・若者の社会参画・意見表明機会の推進

事業名	担当課	新規等
子ども議会の開催	生涯学習課	★
ジュニアリーダーズクラブ活動支援事業	生涯学習課	★
もおか若者会議	総合政策課	★
真岡まちづくりプロジェクト（通称まちつく）	プロジェクト推進課	★
真岡すきすきシェアクラブ活動事業	秘書広報課	★
中学生リーダー研修	学校教育課	★
押し街ボランティア事業	市民協働推進室	★

## 基本施策4 すべてのこどもが幸せに成長できる家庭や環境があるまち

## 1. 食育の推進

事業名	担当課	新規等
もぐもぐ教室(離乳食)の開催	こども家庭課	
乳幼児健康診査での栄養指導	こども家庭課	
農作物の収穫体験や季節の野菜を食べるなどの事業	農政課	
小・中学校での食に関する学習の支援	学校給食センター	
郷土料理や行事食の継承	学校給食センター	

## 2. こども・若者への切れ目のない医療体制の充実

事業名	担当課	新規等
こどもに関わる医療体制の充実	健康増進課	
もおか健康相談24	国保年金課	
「かかりつけ医をもちましよう」の啓発活動	健康増進課	
こども医療費の助成	こども家庭課	
養育医療費の助成	こども家庭課	
予防接種の推進	健康増進課	

## 3. こどもの健全育成

事業名	担当課	新規等
真岡っ子をみんなで育てよう事業	生涯学習課	
放課後子ども教室の実施	生涯学習課	
放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携型・校内交流型の推進	生涯学習課 保育課	
放課後子ども教室における学校施設の活用に向けた具体的方策	生涯学習課	
放課後児童クラブでの特別な配慮を必要とする児童への対応	保育課	
放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	保育課	
放課後児童クラブの役割を向上させるための方策	保育課	
放課後児童クラブの育成支援の内容を、利用者や地域住民への周知を推進するための方策	保育課	
放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策	生涯学習課	★

## 4. 地域活動・交流の推進

事業名	担当課	新規等
家庭教育オピニオンリーダー養成研修	生涯学習課	
地域子どもすくすく元気事業	生涯学習課	
子ども会育成会連絡協議会運営支援	生涯学習課	★
ジュニアリーダースクラブ活動支援事業	生涯学習課	★
押し街ボランティア事業	市民協働推進室	★

## 5. 良質な居住環境の確保

事業名	担当課	新規等
若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業	建設課	
入居者募集案内の情報提供	建設課	
公営住宅の優先入居	建設課	
空き家バンクによる住宅情報提供とリフォーム補助	くらし安全課	

## 6. こどもの遊び場の整備

事業名	担当課	新規等
総合運動公園子ども広場	スポーツ振興課	
真岡駅子ども広場	こども家庭課	
根本山自然観察センター	根本山自然観察センター	

事業名	担当課	新規等
複合交流拠点施設「monaca」	関係各課	★
公園施設の整備・改修	都市計画課	★

## 7. こどもたちの安全の確保

事業名	担当課	新規等
地域ぐるみでこどもを見守るための対策等	学校教育課	
防犯機器の所持を啓発	学校教育課	
防犯灯設置補助事業	くらし安全課	
こども110番の家の協力依頼	生涯学習課	
真岡っ子をみんなで育てよう事業	生涯学習課	
危機情報の共有体制の推進	学校教育課 保育課	
少年指導センター	生涯学習課	
交通安全教室の実施	くらし安全課	
未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の実施	保育課	
通学路の指定及び安全の確保	学校教育課	
スクールガード	学校教育課	
幼児用補助装置（チャイルドシート等）購入補助金	こども家庭課	
ながら見守り隊（愛称：にこにこ見守り隊）	くらし安全課	
子育て関連施設の環境整備	保育課	★

## 8. こどもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	担当課	新規等
有害図書等立入り調査	生涯学習課	
安全・安心な情報通信サービスの利用	くらし安全課	

## 基本施策5 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち

### 1. ひとり親家庭等の自立支援

事業名	担当課	新規等
児童扶養手当	こども家庭課	
母子・父子自立支援員による相談支援	こども家庭課	
女性相談支援員による相談支援	こども家庭課	
高等職業訓練促進給付金等事業	こども家庭課	
ひとり親家庭の就労支援	こども家庭課	
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	こども家庭課	
ひとり親家庭医療費の助成	こども家庭課	
遺児手当	こども家庭課	
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（県）	こども家庭課	

## 2. 子育てに関わる経済的負担の軽減

事業名	担当課	新規等
児童手当	こども家庭課	
児童扶養手当	こども家庭課	
出産準備手当（マタニティ手当）	こども家庭課	
赤ちゃん誕生祝金	こども家庭課	
乳児紙おむつ及び乳児紙おむつ用ごみ袋購入助成券支給事業	こども家庭課	
妊産婦医療費の助成	こども家庭課	
こども医療費の助成	こども家庭課	
養育医療費の助成	こども家庭課	
妊産婦健康診査費用助成	こども家庭課	
新生児聴覚検査費助成事業	こども家庭課	
1か月児健康診査受診費助成事業	こども家庭課	★
ファミリー・サポート・センター利用料助成	こども家庭課	
幼児教育・保育無償化の制度	保育課	
保育所（園）及び認定こども園の副食費の補助制度	保育課	
多子世帯への支援	関係各課	
助産制度	こども家庭課	
国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	国保年金課	
若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業	建設課	
幼児用補助装置（チャイルドシート等）購入補助金	こども家庭課	
空き家バンクによる住宅情報提供とリフォーム補助	くらし安全課	
住宅ローンの金利優遇	建設課 くらし安全課	
国民健康保険税の未就学児均等割額軽減制度	国保年金課	★
国民健康保険税の産前産後期間の免除制度	国保年金課	★

## 3. 子育てにおける相談・情報提供の充実

事業名	担当課	新規等
こども家庭センター	こども家庭課	●
子育て支援センター、にのみや保育園子育て支援センター （地域子育て支援拠点事業）	こども家庭課	
障害児者相談支援センター	社会福祉課	
生活困窮者自立相談支援センター	社会福祉課	
エンゼル広場	保育課	
もしもしテレフォン相談室	保育課	
もおか健康相談24	国保年金課	
まちなか保健室ほっとステーション	健康増進課	
マタニティ・子育て相談会の開催	こども家庭課	
子育てモバイルサイトの充実	こども家庭課	拡充
もおか子育てガイドブックの充実	こども家庭課	
ファミサポだよりの配布	こども家庭課	
祖父母リーフレットの配布	こども家庭課	

## 4. 子育て支援ネットワークの強化

事業名	担当課	新規等
複合交流拠点施設「monaca」	関係各課	★
ファミリー・サポート・センター	こども家庭課	
家庭教育オピニオンリーダーへの支援	生涯学習課	
子育て学級「コアラちゃんクラブ」	生涯学習課	
こども食堂参加者への連携支援	社会福祉協議会	●
フードバンク参加者への連携支援	社会福祉協議会	●

## 5. 安心して外出できる環境の整備

事業名	担当課	新規等
公共施設のバリアフリー化の推進	関係各課	
子育てにやさしい公共施設などの整備	関係各課	
マタニティマークの促進	こども家庭課	

## 6. 家庭生活における男女共同参画の推進

事業名	担当課	新規等
男女共同参画に関する情報発信	市民協働推進室	
講演会・講座等の開催	市民協働推進室	
情報紙 us（アス）の配布	市民協働推進室	
マタニティセミナーの開催	こども家庭課	
子育て学級「コアラちゃんクラブ」	生涯学習課	
男性の家事育児支援	市民協働推進室	

## 7. 子育てと仕事の両立支援の推進

事業名	担当課	新規等
保育施設における保育内容の充実	保育課	
働きやすい職場づくりの普及啓発	市民協働推進室 商工観光課	

## 8. 出会い・結婚に向けた支援

事業名	担当課	新規等
結婚を希望する方への結婚相談会の開催	出会い結婚サポートセンター	
婚活イベント等の開催	出会い結婚サポートセンター	拡充
婚活セミナーの開催	出会い結婚サポートセンター	拡充
とちぎ結婚支援センター登録料補助事業	出会い結婚サポートセンター	
結婚相談員への活動支援	出会い結婚サポートセンター	
結婚相談員の研修への参加	出会い結婚サポートセンター	

## 9. 不妊に対する支援の充実

事業名	担当課	新規等
栃木県不妊・不育専門相談センターの周知	こども家庭課	
不妊治療費の助成	こども家庭課	

## 基本施策6 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

## ■教育・保育事業

事業名	担当課	新規等
教育・保育事業	保育課	

## ■地域子ども・子育て支援事業

事業名	担当課	新規等
利用者支援事業	こども家庭課	
地域子育て支援拠点事業	こども家庭課	
妊婦健康診査	こども家庭課	
乳児家庭全戸訪問事業	こども家庭課	
養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	こども家庭課	
子育て短期支援事業	こども家庭課	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	こども家庭課	
一時預かり事業	こども家庭課	
時間外保育事業（延長保育）	保育課	
病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	保育課	
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保育課	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育課	
多様な事業者の参入促進・能力開発事業	保育課	
子育て世帯訪問支援事業	こども家庭課	★
児童育成支援拠点事業	こども家庭課	★
親子関係形成支援事業	こども家庭課	★
産後ケア事業	こども家庭課	
妊婦等包括相談支援事業	こども家庭課	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育課	★

## 2. 真岡市子ども・子育て会議

### (1) 真岡市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 19 日

条例第 26 号

改正 平成 30 年 3 月 16 日条例第 2 号

令和 5 年 3 月 17 日条例第 11 号

#### (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項の規定に基づき、真岡市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

#### (組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

#### (任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 5 条 子ども・子育て会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第 6 条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども家庭課において処理する。

#### (委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 2 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 11 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## (2) 真岡市子ども・子育て会議 委員委嘱名簿

(敬称略・順不同)

No.	氏名	職名	備考
1	◎小倉 淳子	学識経験者	会長
2	○石塚 隆	真岡めばえ保育園長	副会長
3	細島 洋明	芳賀地区幼稚園連合会会長	
4	渡部 睦裕	大内中央小学校長	
5	柳 美律枝	真岡市学童保育連絡協議会支援員	
6	賀川 元史	真岡市 PTA 連絡協議会会長	
7	菊地 政紀	真岡めばえ保育園父母の会会長	
8	馬崎 しのぶ	真岡市学童保育連絡協議会長	
9	田中 弘善	青少年健全育成連絡協議会会長	
10	飯野 滋生	NPO 法人ま・わ・た理事長	
11	関上 佳代子	児童養護施設あかつき寮 施設長	
12	上野 富貴子	ひまわり園 (社会福祉協議会)	
13	榎戸 忠明	社会福祉協議会	
14	細島 一哉	真岡商工会議所青年部理事	
15	大関 卓哉	にのみや商工会青年部監査委員	
16	田口 輝明	連合栃木芳賀地域協議会	
17	矢吹 節子	主任児童委員	
18	麦倉 竹明	市議会民生文教常任委員会委員長	
19	青木 理恵	一般公募	
20	中里 真央	一般公募	

※「◎」は会長、「○」は副会長

※任期：令和4年7月1日～令和7年6月30日

### 3. 真岡市子ども・子育て支援プラン策定委員会

#### (1) 真岡市子ども・子育て支援プラン策定委員会設置規程

平成 26 年 4 月 1 日

訓令第 4 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日訓令第 4 号

平成 30 年 3 月 23 日訓令第 3 号

平成 31 年 3 月 1 日訓令第 3 号

平成 31 年 3 月 27 日訓令第 9 号

令和 3 年 3 月 22 日訓令第 3 号

令和 6 年 4 月 30 日訓令第 11 号

(設置)

第 1 条 真岡市次世代育成支援対策行動計画、真岡市子ども・子育て支援事業計画及び真岡市子どもの貧困対策推進計画（以下「事業計画」という。）の策定にあたり基本となるべき事項について協議する機関として、真岡市子ども・子育て支援プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所轄事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 事業計画策定作業にあたっての基本的な方針に関すること。
- (2) その他計画の策定にあたって必要な事項に関すること。

(組織並びに委員長及び副委員長の職務)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長、副委員長には健康福祉部長をもって充て、委員は別表第 1 に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じ議事に関係する者を臨時に出席させることができる。

(専門部会)

第 5 条 委員会に、所轄事務に関する調査研究に係る事務を処理するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、部会長と部会員をもって組織する。
- 3 部会長にはこども家庭課長、部会員には別表第 2 に掲げる課にあって、協議事項に特に関係する所属の職員をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会の事務を総理し、調査研究した事項の結果を委員会に報告する。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、健康福祉部こども家庭課において処理する。

附 則

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年訓令第 4 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年訓令第 3 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年訓令第 9 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年訓令第 3 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年訓令第 11 号）

この訓令は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

総務部長 総合政策部長 市民生活部長 産業部長 建設部長 教育次長 総合政策課長 出会い結婚サポートセンター所長 暮らし安全課長 健康増進課長 社会福祉課長 こども家庭課長 保育課長 商工観光課長 建設課長 学校教育課長 生涯学習課長
--

別表第 2（第 5 条関係）

総合政策課 出会い結婚サポートセンター 暮らし安全課 健康増進課 社会福祉課 こども家庭課 保育課 商工観光課 建設課 学校教育課 生涯学習課
--

## 4. 真岡市こども計画策定経過

年 月 日	事項	内容
令和6年 2月2日～4月12日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	【対象】 妊婦本人
令和6年 2月9日～4月12日	子どもの生活に関する調査	【対象】 小学5年生児童、小学5年生保護者 中学2年生生徒、中学2年生保護者
令和6年 3月1日～4月12日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	【対象】 就学前児童保護者、小学生保護者
	子ども・若者の意識と生活に関する調査	【対象】 市内在住の15歳～39歳
令和6年5月20日	第1回専門部会	次期真岡市子ども・子育て支援プランの策定について ・概要について ・アンケート結果について 策定スケジュールについて
令和6年5月27日	第1回策定委員会	
令和6年6月26日	第1回子ども・子育て会議	
令和6年8月 ※書面開催	第2回専門部会	真岡市こども計画の策定について ・総論について
令和6年8月 ※書面開催	第2回策定委員会	
令和6年8月 ※書面開催	第2回子ども・子育て会議	
令和6年11月13日	第3回策定委員会	真岡市こども計画の策定について ・総論、各論について
令和6年11月26日	第3回子ども・子育て会議	

年 月 日	事項	内容
令和7年 1月17日～2月14日	パブリックコメント※ の実施	計画原案の周知、意見募集
令和7年3月6日	第4回子ども・子育て 会議	パブリックコメントの結果について

## 5. 用語集

### 【あ行】

ICT	情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT (Information Technology)」に代わる言葉として使われている。
アウトリーチ	支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して情報・支援を行うこと。
育児休業	こどもが1歳（一定の要件を満たす場合は、最長で2歳）に達するまで申出により育児休業の取得が可能（父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間【パパ・ママ育休プラス】）。また、パパは通常の育児休業とは別に、産後8週間以内に最大4週間、分割して育児休業の取得が可能【産後パパ休暇】。
医療的ケア児	人工呼吸器等を装着している児童や日常生活を営むために恒常的に医療を必要とする児童（18歳未満及び高等学校等に在籍する者）。
SNS	Social Networking Service の略。エックスやフェイスブックなど、インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスのこと。
M字カーブ	女性の年齢別就業率を見ると、結婚出産期にあたる20歳代後半から30歳代にかけて一時低下し、その後上昇し、グラフを描くとM字のカーブになることからこう呼ばれている。
オレンジリボン	こども虐待防止のシンボルマークとして、こどもへの虐待をなくすことを呼びかける市民運動のこと。なお、女性への暴力の根絶や、膵臓がんの啓発と撲滅をはじめとするパープルリボンというものもある。

### 【か行】

核家族	一組の夫婦と未婚のこどもからなる家族構成のこと。
学習障害（LD）	Learning Disabilities 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する等の特定の能力の習得と活用に著しい困難を示す障がい。
家庭児童相談室	家庭相談員がこども（18歳未満）とその家庭における養育環境や経済的困窮、虐待や問題行動等の様々な悩みについての相談を受ける相談機関。
教育・保育施設	幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）・保育園のこと。
協働	複数の主体が同じ目的のために、協力して働くこと。市民と行政が協力してまちづくりに取り組むことなどに用いられる。

合計特殊出生率	15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。
こども家庭センター	母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うとともに、児童発達支援との連携強化を図るため、一つの組織になり、こども・若者が将来的に安心安全に生活し、さらには自立した社会生活を送ることができるよう支援する施設。令和4年の改正児童福祉法等にて、市町村に設置が努力義務化された。
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
子ども・子育て支援新制度	「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。
こども食堂	地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事をするができる食堂。
こどもの最善の利益	こどもの福祉に関する広い範囲の問題を決定するために、ほとんどの裁判所が準拠する原則であり、国際人権条約の一つである「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」において基本原則として掲げられている。 こどもの権利は、大きく分けて以下の4つである。 ・生きる権利：すべてのこどもの命が守られること。 ・育つ権利：もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること。 ・守られる権利：暴力や搾取、有害な労働などから守られること。 ・参加する権利：自由に意見を表したり、団体をつくったりすること。
こども110番の家	誘拐、わいせつ行為などの犯罪や声かけ事案等の不審者からこどもを守るために、通学路に面した一般家庭や商店、コンビニエンスストアなどの協力により設定された緊急避難場所。

## 【さ行】

里親制度	何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなったこども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境のもとでの養育を提供する制度。
産後うつ病	出産後に抑うつ症状が現れる病気。
産後ケア	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができるよう、きめ細かい支援を行う事業。
施設型給付	幼稚園・認定こども園・保育園に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。
児童相談所	県の相談機関としてこどもについての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供するところ。
自閉症	生まれつき脳の障がいによって、幼児期早期に明らかになる認知障がい等の発達障がい。次のような3つの領域すべてにおいて一定の基準以上の障がいがある人が自閉症と診断される。①対人関係が薄く社会性の発達が悪い②言葉をはじめとするコミュニケーションがうまくとれない③行動、興味が限られていたり、強いこだわりをもつ。
就業率	15歳以上の人口のうちの就業者数の割合。
スクールカウンセラー	学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。
スクールソーシャルワーカー	いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面するこどもを支援する社会福祉の専門家。こども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る。

## 【た行】

注意欠陥多動性障害 (ADHD)	落ち着くことができない「多動」、1つに集中できない「集中困難」、待てない・せっかちであるといった「衝動性」という3つの大きな特徴がある。
特別養子縁組制度	こどもの福祉の増進を図るために、養子となるこどもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。養親になることを望む夫婦の請求に対し、要件を満たす場合に、家庭裁判所の決定を受けることで成立。

## 【は行】

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥多動性障がい その他これに類する脳機能の障がいで、通常低年齢において発現する。
パブリックコメント	重要な政策などを決定する際に、あらかじめ原案の段階から公表して広く意見を求め、それを考慮して最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見に対して行政の考え方を公表する仕組み。
バリアフリー化	こども、妊産婦、障がい者、高齢者等誰もが不自由なく、社会生活を営む上で物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を取り除こうという考え方。
ハローワーク	公共職業安定所の愛称。
P D C A サイクル	計画の推進において、Plan (計画の策定) Do (計画の実行) Check (実施状況の確認・評価) Action (評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行) の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方。
病児・病後児保育	病児保育とは、児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業。 病後児保育とは、児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業。
不妊	健全に性行為があっても一定期間妊娠しない場合。
放課後子ども教室	すべての就学児童を対象として小学校の余裕教室等を活用して、放課後等に学習支援や活動を行う事業。
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所として、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する場。
母子健康手帳	母子保健法に基づき、妊娠の届出をした者に地方自治体が交付する手帳。妊娠中の経過、出産状況、乳幼児の発育状況などが記録され、母子の健康記録と保健指導の基礎となるもの。

## 【や行】

ヤングケアラー	本来大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行っているこども・若者を指す。具体的には、家族の介護、幼いきょうだいの世話、家計の管理などが含まれる。
ユニバーサルデザイン	「年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず誰もが快適に利用しやすいよう、まち、もの、環境等を整備する」という考え方。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護支援を目的として、情報の共有など関係機関の連携を図り対応していくために設置される組織。

## 【わ行】

ワーク・ライフ・バランス	働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
--------------	--

## 6. もおかつ子をみんなで育てよう条例

令和3年3月19日  
条例第4号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則第1条－第3条

#### 第2章 責務第4条－第9条

#### 第3章 市の施策等第10条－第14条

#### 附則

子どもたちは、未来を築く大切な存在です。

私たちは、生まれた環境、生活状況、障がいの有無、国籍などにかかわらず、すべての子どもたちが平等に夢や希望をもち、健やかに成長してほしいと願っています。

私たちは、そのような願いのもと、様々な支援や活動を続けてきました。今後、社会がどのように変化しても、子どもたちが地域に愛着と誇りをもち、それぞれの人生を輝きをもって送っていけるよう、心身ともに健やかに成長できる地域社会をつくるのが、私たちの責務です。

そのためには、子育て家庭の当事者だけではなく、社会全体で子どもたちを見守り、育てていく必要があります。

そこで、真岡市は、子ども・子育て支援についての基本的な考え方を明らかにし、未来を築くもおかつ子が、ふるさと真岡を愛し、夢や希望をもち、楽しさや喜びを実感できるようなまちの実現を目指して、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、子育てについての基本理念を定め、市、保護者、地域住民、学校等及び事業者のそれぞれの責務を明らかにすることにより、安心して子どもを生み育てることができる環境を確保し、子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とします。

##### (定義)

第2条 この条例で用いられる次の用語の意義を、次のように定めます。

- (1) 子ども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいいます。
- (3) 地域住民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者並びにその組織する団体をいいます。
- (4) 学校等 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園、保育園その他これらに類する施設及び放課後児童クラブその他子育て支援事業を実施する施設をいいます。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいいます。

## (基本理念)

第3条 子ども・子育てへの取り組みは、次の事項を基本理念として推進します。

- (1) 子どもの権利を保障し、その最善の利益を尊重します。
- (2) 安心して子どもを生み、育てることができる環境を確保します。
- (3) 地域社会の主体である保護者、地域住民、学校等及び事業者が相互に連携及び協力しながら、積極的に子育て支援に取り組みます。
- (4) 結婚、妊娠、出産、子育て及び家庭に対する多様な価値観を尊重します。

## 第2章 責務

## (共通の責務)

第4条 市、保護者、地域住民、学校等及び事業者は、すべての子どもたちが幸せを感じ、心身ともに健やかに成長することができるよう、連携し、協働するよう努めなければなりません。

## (市の責務)

第5条 市は、子どもが健やかに成長し、子どもと保護者が安心・安全に暮らせる環境の創出及び維持に努めるとともに、子どもの育成に関して保護者、地域住民、学校等及び事業者がそれぞれに有する責務が全うされるよう、保健、福祉、教育その他のあらゆる分野において、必要な支援及び総合調整を積極的に行うものとします。

## (保護者の責務)

第6条 保護者は、その養育する子どもの健全な育成に第一義的な責任を負うとともに、子どもを一人の人格を持った人間として尊重し、基本的な生活習慣及び規範意識を身に付けられるよう努めなければなりません。

## (地域住民の責務)

第7条 地域住民は、子育てを地域全体で取り組むべき課題ととらえ、子どもの支援に積極的に関わり、地域社会の中で子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めなければなりません。

## (学校等の責務)

第8条 学校等は、子どもが人間性を豊かにし、将来の可能性を開いていくため、主体的に学べるように、地域社会と一体となって教育活動を推進するよう努めなければなりません。

## (事業者の責務)

第9条 事業者は、自らの事業活動において子どもが健やかに成長できる環境づくりに関わっている責任があることを自覚し、事業所で働く保護者とその子どもとの関わりを深めることができるよう配慮するとともに、地域住民や学校等が行う子どもの育成に関する活動に積極的に協力するよう努めなければなりません。

## 第3章 市の施策等

## (計画の策定)

第10条 市は、基本理念に基づき、保護者、地域住民、学校等及び事業者が一体となって子ども・子育ての環境づくりに取り組むための指針として、子どもに関する総合的な計画を策定し、子育て支援のための施策の推進に努めなければなりません。

(連携体制の構築)

第11条 市は、保護者、地域住民、学校等及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう連携体制の構築に努めなければなりません。

(地域住民の活動に対する支援)

第12条 市は、子ども・子育ての環境づくりに関する活動への地域住民の積極的な参画を促すとともに、地域住民が行う子ども・子育ての環境づくりに関する活動に対して、情報及び交流機会の提供その他必要な支援に努めなければなりません。

(切れ目のない子育て支援)

第13条 市は、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、結婚、妊娠、出産及び子育てにおける様々な段階及び状況に応じた必要な支援に努めなければなりません。

(広報及び啓発)

第14条 市は、子ども・子育てに関する保護者、地域住民、学校等及び事業者の理解を深めるため、情報及び学習機会の提供等の広報及び啓発に努めなければなりません。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行します。

## 真岡市こども計画

真岡市次世代育成支援対策行動計画（第5期）

真岡市子ども・子育て支援事業計画（第3期）

真岡市こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画（第2期）

真岡市子ども・若者計画（第1期）

〈未来を築く元気な『もおかつ子』を育てるまち〉

令和7年3月

発行 真岡市

編集 真岡市 健康福祉部 こども家庭課

〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地

電話 0285-83-8131（直通）

FAX 0285-83-8619

URL <https://www.city.moka.lg.jp>

